

集合住宅の水道料金等のご案内

集合住宅の水道料金の請求方法は、申出が無い場合は③になります。①又は②を希望する場合は書類の提出と申込金の納付が必要です。

① 集中検針盤による検針

- ・所有者が設置した集中検針盤で市が検針し、戸別に請求します。

※各部屋のメーターは所有者が管理し、計量法に基づき8年ごとに取り換える必要があります。詳細は「中高層集合住宅の各戸検針及び水道料金徴収に関する取扱要綱」をご覧ください。

- ・申込金＝(部屋数－1＋散水栓数)×60,500円(税込)

※－1は納付済の親メーター分

<申込金計算の例>

(戸数15戸、申込金納付済の親メーター1、散水栓1の場合)

$$(15 - 1 + 1) \times 60,500 \text{円} = \underline{907,500 \text{円}}$$

※設置、取替工事は知多市指定給水装置工事事業者(HPに掲載)にお問い合わせください。

② 共用扱い

市が設置した親メーターを検針し、散水栓を含む全部屋が同じ水量を使用したとして算定した合計額を、所有者へ一括請求します。

- ・申込金＝(部屋数－1＋散水栓数)×60,500円(税込)

※－1は納付済の親メーター分

<申込金計算の例>

(戸数15戸、申込金納付済の親メーター1、散水栓1の場合)

$$(15 - 1 + 1) \times 60,500 \text{円} = \underline{907,500 \text{円}}$$

<水道料金計算の例>

(口径20mm、15戸、散水栓1か所、2か月で使用水量800m³の場合)

- ・基本料金

$$1,140 \text{円} \times (15 \text{戸} + \text{散水栓} 1 \text{か所}) = 18,240 \text{円} \quad \text{※口径} 13 \text{mm の基本料金}$$

・水量料金

20 m³まで $320 \text{ m}^3 \times 77 \text{ 円} = 24,640 \text{ 円}$

20 m³を超え40 m³まで $320 \text{ m}^3 \times 144 \text{ 円} = 46,080 \text{ 円}$

((15戸+散水栓1か所) $\times 20 \text{ m}^3 = 320 \text{ m}^3$)

40 m³を超え80 m³まで $160 \text{ m}^3 \times 155 \text{ 円} = 24,800 \text{ 円}$

($800 \text{ m}^3 - 320 \text{ m}^3 - 320 \text{ m}^3 = 160 \text{ m}^3$)

・合計 (18,240円 + 24,640円 + 46,080円 + 24,800円) $\times 1.1$
= 125,136円 (税込)

③ 一点分水

市が設置した親メーターを検針し、通常の算定方法で算出した額を、所有者へ一括請求します。

・親メーター設置に伴う給水申込金以外の申込金の納付は、必要ありません。

<水道料金計算の例>

(口径20mm、15戸、散水栓1か所、2か月で使用水量800 m³の場合)

・基本料金 1,520円

・水量料金

20 m³まで $20 \text{ m}^3 \times 77 \text{ 円} = 1,540 \text{ 円}$

20 m³を超え40 m³まで $20 \text{ m}^3 \times 144 \text{ 円} = 2,880 \text{ 円}$

40 m³を超え80 m³まで $40 \text{ m}^3 \times 155 \text{ 円} = 6,200 \text{ 円}$

80 m³を超えるもの $720 \text{ m}^3 \times 202 \text{ 円} = 145,440 \text{ 円}$

($800 \text{ m}^3 - 20 \text{ m}^3 - 20 \text{ m}^3 - 40 \text{ m}^3 = 720 \text{ m}^3$)

・合計 (1,540円 + 2,880円 + 6,200円 + 145,440円) $\times 1.1$
= 171,666円 (税込)

計算例は部屋数などにより異なります。集中検針盤等の設置費用や管理費用など
をご検討いただき、お申し込みください。①のお申込みをした後で要綱等を守っ
ていただけない場合は③に変わります。